

○ 定款附属書漁業協同組合役員選任規程例

〔最終改正・令和六年四月一日5水漁第1581号〕

、組合員に対して通知しなければならない。

(備考)

第一条 役員の任期の満了による選任は、当該役員の任期が満了する日の通常総会においてこれを行う。

2 第十二条の規定による再選任及び第十三条の規定による補欠選任は、その事由が生じた日から三十日以内に、これを行う。

(選任の方法)

第二条 役員は、総会の決議によつて選任する。

2 組合長は、役員の選任を行う総会の招集通知には、選任する理事及び監事の数を示されなければならない。

(備考) 水産業協同組合法（以下「法」という。）第三十四条第十三

項の規定により員外監事を置く組合にあつては、第二項中「及び監事」を「、員外監事（水産業協同組合法（以下「法」という。）第三十四条第十三項に規定する監事をいう。以下同じ。）及び員外監

事以外の監事（以下「理事等」という。）」に改めること。

(選任議案)

第三条 役員の選任に関する議案は、組合長がこれを総会に提出するには、別表で

2 組合長は、役員の選任に関する議案を総会に提出するには、別表で定める区域ごとに、その区域内に住所を有するこの組合の正組合員で

、その区域内に住所を有するこの組合の正組合員を代表するものとして選ばれた者をもつて構成する推薦会議において推薦された者につき

、議案を作成してしなければならない。

3 推薦会議は、前項の規定により役員の候補者を推薦しようとするときは、本人の承諾を得ておかなければならない。

4 推荐会議は、第二項の規定により推薦する者を決定したときは、その推薦する者の住所、氏名、理事又は監事の別、理事にあつては正組合員又はその他の別を直ちに組合長に報告しなければならない。

5 組合長は、役員の選任を行う総会の招集の通知に際して、前項の規定により報告のあつた者の住所、氏名、理事又は監事の別、理事にあつては正組合員又はその他の別その他水産業協同組合法施行規則第一百六十七条及び第一百六十八条に定める事項を総会の日の一週間前までに

① 法第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合にあつては、第四項及び第五項中「理事又は監事」を「理事等」に改めること。

② 法第四十七条の五の二に規定する電子提供措置をとる場合には第五項を次のとおり規定すること。

5 組合長は、役員の選任を行う総会の招集の通知に際して、前項の規定により報告のあつた者の住所、氏名、理事又は監事の別、理事にあつては正組合員又はその他の別その他水産業協同組合法施行規則第百六十七條及び第百六十八條に定める事項を総会の日の一週間前までに、組合員に対して提供しなければならない。

(投票)

第四条 第二条第一項の決議は、無記名投票によつてこれを行う。

2 選任の決議は、候補者を区分して行つてはならない。

3 第一項の投票は、所定の投票用紙に賛否を記入し、これを投票箱に投入して行わなければならない。

4 正組合員は、選任を行う総会の当日組合員名簿の記載等によりその資格を明らかにした上、投票用紙の交付を受けるものとする。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第五条 正組合員は、書面又は代理人をもつて役員の選任の議決権を使用することができる。

2 代理人が代理しうる正組合員の数は、四人までとする。

(投票用紙等の交付)

第六条 組合は、役員の選任を行う総会の招集の通知に際して、正組合員に対し、正組合員が書面による議決権行使するための投票用封筒及び投票用紙を交付しなければならない。

第七条 前条の規定により投票用封筒及び投票用紙の交付を受けた正組合員が、書面による議決権行使しようとする場合は、投票用紙に賛成

否を記入し、投票用紙を投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名し、定款第四十四条第二項に規定する書面の提出期限までにこの組合に提出しなければならない。

(代理人による投票)

第八条 正組合員が代理人をもつて選任の議決権を行使しようとするとときは、その正組合員と同じ世帯に属する成年者、その正組合員の使用者又は他の正組合員を代理人として、代理権を証する書面を持参せしめなければならない。

2 代理人は、選任を行う総会の当日代理権を証する書面を提示してその資格を明らかにしなければ投票用紙の交付を受けることができない。

(開票)

第九条 議長は、投票が終わつたときは、あらかじめ、総会において選任した立会人四人立会いの上投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 役員の候補者となつている者は、前項の立会人となることができない。

(無効投票)

第十条 次に掲げる投票は、無効投票とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 賛否を確認し難いもの
- 三 書面をもつて投票を行う場合、定款第四十四条第二項に規定する書面の提出期限までにこの組合に提出されなかつたもの

(就任)

第十一條 役員の選任に関する議案が総会において可決されたときは、組合長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選任者」という。）の住所、氏名、理事又は監事の別、理事については正組合員又はその他の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があつたとき、役員に就任するものとする。

（備考）

① 法第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合については、第一項中「理事又は監事」を「理事等」に改めること。
② この規程に基づいてする公告について、定款に規定する方法と異なる方法によりする組合にあつては、第一項中「公告」を「公告（この規程に基づいてする公告は、この組合の掲示場に掲示してするものとする。）」とするなど適宜記載すること。

(再選任)

第十二条 選任後九十日以内に被選任者が定款第二十八条の二各号の一に該当することとなり、又は死亡したときは、その不足の員数につき再選任しなければならない。

(補欠選任)

第十三条 役員の全部又は一部が欠けた場合は、その不足の員数につき補欠選任を行わなければならぬ。ただし、欠員数が理事の定数の三分の一未満であるとき若しくは監事の定数の三分の二未満であるとき又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前三月以内であるときは、次の総会まで補欠選任を行わなうことができる。

(備考) 法第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合については、本条ただし書きを次のように改めること。

ただし、欠員数が理事の定数の三分の一未満であるとき若しくは監事の定数の三分の二未満であるとき（員外監事の全部が欠ける場合を除く。）又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前三月以内であるとき（員外監事の全部が欠ける場合を除く。）は、次の総会まで補欠選任を行わなうことができる。

(備考) 経営管理委員会置く組合においては、本規程中「組合長」を「経営管理委員会会长」に、「理事」を「経営管理委員」に、「理事等」を「経営管理委員会等」に、「理事会」を「経営管理委員会」に改めるとともに、第一条第一項中「役員の任期」を「役員（理事）を除く。以下同じ。」の任期に改めること。